



平成31年4月採用予定

## 東海村社会福祉協議会 正規職員募集

- ◆業務内容等 一般事務および地域福祉推進・福祉施設等に関する業務(若干名)
- ◆雇用要件 ▽村内またはその近隣に居住でき、通勤が可能▽昭和63年4月2日以降に生まれた▽普通自動車運転免許を有する——を満たす方(欠格事項あり)
- ◆雇用期間 平成31年4月1日から
- ◆選考方法等 ▽1次試験(教養試験、職場適応性検査)…9月2日(日) ▽2次試験(1次試験合格者のみ/作文・面接試験・グループ討議)…10月5日(金)
- ◆その他 社会福祉士国家資格保有者は、選考において優遇します。

- ◆申込書の請求 東海村社会福祉協議会(〒319-1112 村松2005)の窓口へ取りにくるか、郵送で請求してください。なお、郵送で請求する場合は、140円分の切手を貼った返信用の封筒(角2号、返信先を明記)を同封してください。
- ◆申し込み・問い合わせ 8月10日(金)から27日(月)まで(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、必要書類(願書・履歴書(顔写真貼付)・雇用要件を証明できるもの)をお持ちの上、東海村社会福祉協議会(☎282-2804)へ申し込みください。

## 未評価家屋等の調査を実施します



ご協力をお願いします!

村では、公平で公正な課税を行うため、未評価家屋等の調査を実施しています。この調査は、航空写真と村の家屋課税台帳を照合し①新築や増築がされているが、未評価の状態である家屋②登録された所在地番にない家屋(すでに取り壊し済み等の家屋)——の調査を現地で行うものです。

### ●調査方法

- 村の税務課職員が2人1組で伺い、家屋の調査を行います。
- 調査を行う際は身分証(固定資産評価補助員証)を提示し、調査の目的を説明してから行います。
- 家屋課税台帳の登録内容(所在・種類・構造・床面積等)に基づき、建物の現況について調査します。
- 未評価の家屋がある場合には、所有者の了承を得てから、家屋内を確認させていただきますので、ご理解をお願いします。

### ●調査員の成り済ましにご注意ください!

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯し、腕章、名札を着用しています。不審な点がありましたら職員の携行品をご確認ください。

また、今回の調査で、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知機等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることはありません。

### ●問い合わせ

税務課資産税担当(☎282-1711 内線1113)

### わが家の車庫や物置は対象になる? 「家屋」の定義とは…

固定資産税における家屋は「土地に定着して建造され、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有する建造物であり、居住、作業、貯蔵等の用途に供し得る状態にあるもの」とされます。

したがって、住居や店舗だけでなく、車庫や物置等でも、次の3つの条件を備えているものは固定資産税の課税対象となります。床面積の大小や建築確認申請の有無による認定基準はありません。

**条件① 定着性** 基礎等により土地に定着しているもの(単にブロック等の上に置いた物置などで、容易に移動できるものを除く)

**条件② 外気遮断性** 屋根や壁(一般的に3方以上)による独立した空間を有するもの

**条件③ 用途性** 目的とする用途(居住、作業、貯蔵等)に使用できる状態にあるもの

### ○具体例



課税対象となるもの  
コンクリートブロックで基礎がつくられ、屋根と周壁(3方以上)を有している。



課税対象とならないもの  
単に地面に置かれたコンクリートブロックの上に設置され、土地への定着性が認められない。